

森林法第10条の6第3項の規定により、平成29年4月1日付けで京都市森林整備計画を変更します。

なお、京都市森林整備計画の案に意見のある方は、縦覧期間が終了するまでに、京都市長に対し、理由を付した文書を以て意見書を提出することができます。

平成29年2月1日

京都市長 門川 大作

## 1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地  
京都市役所内  
産業観光局農林振興室林業振興課
- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1  
京北合同庁舎内  
京都市産業観光局京北農林業振興センター

## 2 縦覧期間

平成29年2月1日から同月28日まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)